

ら働きかけて、省庁連携してやっていただきたいなと思います。

なりわいを再開させる支援を受けるとしても、そのほかに、保険のこと、損壊した家の手続など、手続を必要とすることがたくさんあります。所管が違うから、毎回書類や資料集めに記入、提出と走り回って疲弊してしまう、結局諦めてしまふとか、それを欠いてもなりわいの再スタートをすることができない、こういう経験談はほかの被災地でもありました。

単体ではなく、生活をトータルに立て直すという視点で支援するべきではないでしょうか。経験が無にすることなく、関連する省庁としっかり連携して、もっと分かりやすく、やりやすい支援というものを提供したいと思うんです。

被災地の負担を支援するシステムを構築していただけますか。失われた人生を再び取り戻すための支援は国の責務だと思いいなりませんか。御質問します。どうでしょうか。

○武藤国務大臣 能登の案件につきましては、大変、そういう意味では、石破総理中心に、今おっしゃったような、私も経産省だけではなくて、厚労省だったり国交省だったり、復興庁も含めて、様々な役所が横の連携を密にしながらこれは対応していかないといい話です。参議院の方でもよく御党の代表からも御質問いただいておりますけれども、しっかり対応させていただきたいと思えます。

経産省としての御答弁も用意させていただいておりますけれども、一年を能登半島地震から過ぎたところでありまして、被災事業者の皆様が置かれた状況は様々であります。早期に支援施策を活用しながら復旧された方がいる一方で、引き続き、インフラですとか町づくりなどの状況を踏まえ、再建を検討されている方々も多くいらっしゃるのも認識しておるところです。

経済産業省といたしましては、昨年度の予備費、また今年度の補正予算にて各種支援策を措置してまいりました。例えば、本格復興に向け、中

小企業等の施設等の復旧を支援する、特になりわい補助金とよく言われているものですけれども、現在、九百八十七件の交付決定を行ったところであります。また、被災した小規模事業者の販路再開のために持続化補助金というものがありますけれども、二千二百七十件を採択させていただいたところであります。

引き続き、こうした支援策等も活用しながら、被災者に寄り添いながら、各省とも連携をしながら、能登地域の復興に全力で取り組んでまいります。

○佐原委員 ありがとうございます。

すばらしい御答弁をいただきまして安心いたしました。ありがとうございます。

余談ですが、先ほどの案件で、私、先日、半導体開発に長く携わられた方からお話を伺ったんですが、今は高齢でうちにいるんだけれども、今なおノウハウ、知識、技術を持つちよっと御高齢の方がいらつしやる、彼らの能力を使ってくというのがいいいのではないかと、そのちよっと老齢の方と若者を一緒に働かせることによってその技術の継承ができるのではないかなというふうな御提案をいただきました。私の浅い知識ですけれども、確かに給料が高かったと、昔、海外に移転していった人たちは。だから、コストとたみなすのではなくて、その人の能力等を評価した給料体系をつくってほしいなということを言ってい

らつしやいました。また再び日本が半導体でリードをしていくことを願って、御質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今日はオンラインカジノ、そして万博についてお聞きしたいと思えます。

カジノは刑法で禁止をされている賭博ですが、これも、これは法律で違法性が阻却をされているということになっております。したがって、IR、

カジノは合法ということなんです、オンラインカジノは違法ということになっております。

この違法なオンラインカジノの利用者が急増しているということで、警察庁は実態を把握するために委託調査を行って、この度、驚くべき結果が出ております。

確認しますけれども、この調査の背景、目的、推計利用者あるいは賭け金、そして市場の推計、紹介していただけますか。

○大濱政府参考人 お答えいたします。

御指摘の調査研究につきましては、オンラインカジノが社会問題化している現状を背景といたしまして、オンラインカジノの利用実態やサイトの情報を把握し、今後の捜査や対策に活用することを目指すために実施したものでございます。

本調査におきましては、国内におけるオンラインカジノサイトにお金を賭けた経験のある者が、推計でございいますが約三百三十七万人、このうち現在も利用している者は、推計でございしますが約百九十七万人、一年間における一人当たりの平均賭け額は約六十三万円、国内における年間賭け額の推計は総額で約一兆二千四百二十三億円との結果が判明したところでございます。

○辰巳委員 なかなかすごい推計、数値が出ていると思うんですね。

続けてお聞きしますけれども、このオンラインカジノに対する検挙の実績、また利用者の違法性の認識、そしてなぜそう認識していたのかという理由についてもお示しいただけますか。

○大濱政府参考人 お答えいたします。

警察では、オンラインカジノを含むオンライン上で行われる賭博事犯につきまして、これまで、賭客につきましては賭博や常習賭博で検挙しているほか、オンラインカジノの運営に関与していた国内の決済代行業者や、オンラインカジノを宣伝することに獲得したユーザー数に応じて報酬を受け取っていたアフィリエイトなどを、常習賭博や常習賭博補助、組織犯罪処罰法違反で検挙しているところでございます。

また、御指摘の実態調査のための調査研究におきましては、違法性を認識していなかった人の割合は約四四％、違法性の認識がない理由として最も多かった回答といたしまして、パチンコや公営ギャンブルなどがあるからが約三六％に上ることが明らかになっております。

○辰巳委員 要するに、今答弁あったように、駅前や商店街に行けば、遊技という名の、ある意味ではギャンブルがあふれているわけですね。公営ギャンブルにしても今やネット販路が圧倒的でありまして、経産省管轄の競輪などでは、もう八割あるいは九割ということになっております。

このオンラインカジノ起因の借金経験なんです、これは、ありというのが四六％で、約半分なんです。十代になりますと六一％がオンラインカジノ由来の借金をしているということなんです。低年代ほど多い結果となっております。ギャンブル依存症の自覚はありますか、そう思う、少しそう思うと合わせて六割に上っております。

オンラインカジノサイトにアクセスしたことがあると答えた人のうち、七五％がお金を賭けているということも分かりました。つまり、日本でこういうサイトに行ってしまうと、高い確率で犯罪を犯してしまうということになっちゃうわけですね。

日本からのアクセスが最も多いとされるサイトにベラジョンというのがあるんですけど、これは無料版と有料版で別々のサイトになっているんですね。アドレス、IPサイトが違うんですけど、単にサイトでベラジョンと打って検索しますと、まず一番上に出てくるのは有料版なんです、私、確認しましたけれども。

AIが示す、関連する質問というのが幾つか出てくるんですけど、その質問の一番上に出てくるのが、こうあるんです。ベラジョンカジノのサイトは安全ですか。ここをくつとクリックしますと回答が出てくるんですけど、その回答には、ベラジョンは、キュラソー政府、オランダ領のライセンスを取得したカジノで、コンプライア

ンスを完全遵守の上、運営されていますと出てくるんですよ。続けて、ゲーム内でプレイヤーが行うやり取りは、二百五十六ビットSSL技術を用いて、全て暗号化されており安全性は抜群です。こう出てくるわけですね。

ライセンスは日本ではありませんので、その意味について合法か違法かと言われたら合法なんですよ。けれども、単にサイトに行って検索をして、ベラジョンと打って出てきたら、これはもうやっていいんだ、オーケーなんだと、非常に誤認するような結果が出てくると思うんですね。有名なプロスポーツ選手が広告塔もなっておりまして、そういう誤認のケースというのかなりある。先ほどありましたように、違法賭博の幫助罪に問われる危険性もあるということであります。

ですから、先ほども申し上げたように、そもそも、違法としていなかった理由で、パチンコとか公営競技があるからということが最多だったと思いますけれども、政府として、IR、カジノですけれども、解禁していくわけですよ、つくっていくわけですけれども、やはりそこにも同時に誤認を生じさせるということが言えるんじゃないかと私は思います。我が党はカジノには反対の立場であります。

今回の調査で少し気になったことがあります。それは、このリストアップされているサイトの幾つかには、スポーツ Betting が同時にできるサイトも含まれているんですね。スポーツ Betting というのは、スポーツ賭博のことなんですけれども、昨年、アメリカ大リーグの大谷翔平選手の通訳が、大谷選手の口座から不正な送金を行ったとして銀行詐欺などの罪に問われているものであります。今、経済界のみならず、このスポーツ Betting の解禁を政府自身が検討してきたのではないか、ここについて確認をしていきたいと思うんですね。

二〇二二年の文科省のスポーツ基本計画では、こうあるんですよ。「国は、NFTやベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能と

なったスポーツ関連ビジネスについて、国内や海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての法的な整理も含めた検討を行う。」

文科省、スポーツ Betting、検討しているんですか。

○武部副大臣 スポーツ Betting については、現在、文科科学省において導入を検討しているということはあります。

現状においては、まず、スポーツ選手が違法な賭博に関与しないようにすること、スポーツ団体や選手等に対するコンプライアンス教育の徹底等を進めることが重要であると考えており、スポーツ関係団体とも連携しつつ、そうした取組を進めていきたいと考えております。

○辰巳委員 ちょっと今の答弁なんですけれども、このスポーツ基本計画にあるのは、「法的な整理も含めた検討を行う。」なんですけれども、法的な整理、この検討はされているんでしょうか。

○武部副大臣 先ほども申し上げたとおり、文科科学省においては検討はしておりません。

○辰巳委員 これからも検討しないという認識でよろしいでしょうか。

○武部副大臣 スポーツ振興につきましては、スポーツ基本法の趣旨にのっとり取り組む必要があります。その上で、個別具体的な振興施策については、各時点において適切、有効と考えられる施策に取り組むことが重要と考えております。

このため、将来の振興施策の可能性について現時点において断定的に申し上げることは差し控えます。また、現時点において、御指摘のスポーツ Betting の導入について、文科科学省として検討を行っている事実はなく、また、その予定もございません。

○辰巳委員 現時点においてというのが何度も出てくるので、非常に心配になるんですけれども。文科省がやはりこういう賭博についての検討をやるべきじゃないと思いますよ。これは将来にわ

たつてやらないという姿勢を取っていたきたいと思います。これは文科省だけじゃありません、経産省はどうか。

今日、資料にもつけましたけれども、二〇二一年の六月に、経産省の地域×スポーツ産業研究会第一次提言には、スポーツ Betting を活用した新しい資金循環の可能性という言葉が躍りまして、世界のスポーツ産業は、こうしたスポーツテックの進化によってデジタルトランスフォーメーション、DXが進むスポーツ Betting 市場を活用して、どのような成長軌道を描き始めているか、それがどのような効果を社会に与えているか。我が国も、この点について目をつぶることなく、世界の趨勢をよく注視して考え続ける必要がある。海外のスポーツ Betting というサービスは、社会のDXを大前提にした環境の下で、一層の不正防止や依存症対策への有効性を増す努力が進んでいる現状を認識する必要もある。経産省の資料の中にこう書いてあるんですよ、続けて。

さらに、自民党スポーツ立国調査会スポーツビジネス小委員会による提言を引用しているんですよ。

この引用を言いますと、欧米のスポーツ産業では、DX化されたスポーツ Betting がスポーツコンテンツの価値を増し、スポーツ産業の拡大に寄与している。英国では、市場の九割以上をオンライン Betting が占め、税収は年間九百億円にも及ぶという。我が国でも、DX化されたスポーツ Betting 市場がスポーツ産業に与えているインパクト、スポーツ界に与える影響、及びスポーツ Betting をめぐる文化的、社会的背景など外縁についての理解を深め、その活用可能性について検討することも有益と思われる。そして、経産省はこう結んでいるんですよ。

この自民党提言からも読み取れるとおり、日本におけるスポーツ産業の新しい資金循環や人材循環をつくり出し、トップスポーツの成長と地域スポーツの成長を車の両輪で回すための仕掛けが必

要であろう。

一政党の提言を、なぜ行政機関である経産省がわざわざ読み取ってここに記載しているのかというのは非常に疑問があるんですけれども、経産省、これは解禁する方針なんですか。

○武藤国務大臣 今委員がおっしゃっていたように、経済産業省の有識者会議、地域×スポーツクラブ産業研究会、二〇二二年でありますけれども、この第一次提言において、スポーツ Betting に関して、欧米で財政に貢献した事例紹介等の形で触れていたということだろうと思っております。導入に向けた検討を行ったものではございません。そして、今も検討していないというところであります。

○辰巳委員 聞いてみますと、経産省より文科省の方が何か前のめりのような気がしますんですよ。経産省、大臣としては検討しない、してないし、しないということだったと思いますね。

大阪、夢洲で造られるカジノ施設でのこのスポーツ Betting が、じゃ、どうなるのか、これはできるのかというところで、ちょっと確認をしたいと思うんですね。

カジノ管理委員会、来てくれて、済みません、今井絵理子政務官ですけれども、カジノ管理委員会としては、このスポーツ Betting、夢洲のカジノでは解禁されるんでしょうか。

○今井大臣政務官 お尋ねの、いわゆるスポーツ Betting については、カジノ事業者が自ら実施し、公平性を確保することが困難であることから、認めることは適切ではないとされていると承知しております。

その上で、制定されたIR整備法及び同法施行規則においては、カジノ行為の種類については、社会通念上相当と認められるものを規則で規定しており、その中には、いわゆるスポーツ Betting は含まれておりません。したがって、カジノ施設の中でカジノ行為としてスポーツ Betting を実施することはできないと承知しております。

○辰巳委員 今ありましたように、今のカジノ管理規則ではスポーツ Betting がありませんので、これは、今のカジノの管理規則ではスポーツ Betting はできないというのとはそうなんです。

ただ、IR 整備法制定時のパブリックコメントに対して政府が回答しているんですけども、ここにはこうあるんですね。

単純な顧客同士の賭けやスポーツ Betting については、カジノ事業者が自ら実施し、公平性を担保することが困難であることから、認めることは適切でないと考えております。しかしながら、単純な顧客同士の賭けではなく、ゲームの公正性の確保の手法が諸外国では確立されている場合等はゲームの実施が認められる可能性はあると考えております。こうあるんですね。

つまり、ゲームの公正性の確保の手法が諸外国で確立されているとみなせばスポーツ Betting が認められる、そういうことになるんじゃないでしょうか。

○今井大臣政務官 御指摘のありましたパブリックコメントへの回答において、いわゆるスポーツ Betting の実施については、先生御指摘のように、カジノ事業者が自ら実施し、公平性を確保することが困難であることから、認めることは適切でないとしつつも、ゲームの公正性確保の手法が諸外国では確立している場合等はゲームの実施が認められる可能性はあると考えておるといことは承知しております。

しかし、その上で、スポーツ Betting については、IR 整備法令において、カジノ事業の中で実施が認められるカジノ行為には含まれておらず、また、現時点においても、カジノ行為の種類及び方法を変更するということは検討しているものではないと承知しております。

○辰巳委員 何か堂々巡りな感じがするんですね。

今の規則では認められていないのはそのとおりなんです。しかし、諸外国で公平性、公正性が認められるということを政府自身が認めてしまったら、これはカジノの中で、規則を変えることはできませんからね、スポーツ Betting を認めるということになるのではないかと、その懸念がやはり拭えないというふうに思います。

Betting ということになりますと、先ほどあったように、オンラインカジノでは Betting は違法なんだといながら、カジノの施設ではやってもいいということになると、やはり矛盾が広がってしまうということになりますので、これはやめるべきだということを改めて言いたいというふうに思います。

万博問題に移りたいと思います。
大阪・関西万博を運営する万博協会は、三月十日、大屋根リングが海水と接している部分の護岸計一・一キロのうち六百メートルで、浸食被害を確認したと明らかにしました。何でこんなことが起こったんでしょうか。

○武藤国務大臣 大阪・関西万博会場の南東部分に位置するウォータープラザ護岸の盛土の一部で浸食が確認されました。

博覧会協会からは、ウォータープラザ、そしてつながりの海への注水後に、風の影響により水面の波が発生したことが原因と考えられていると報告を受けているところです。

○辰巳委員 カジノ管理委員会は、もう退席していただいて結構でございます。

○宮崎委員長 それでは、退席して結構です。

○辰巳委員 今大臣、ありましたとおり、波でやられたという話なんです、浸食したという話なんです。

だけれども、夢洲というところは、毎年のように台風の通り道になっているようなところなので、波を想定していないということそのものがちゃんちゃおかしい話なんです。何で台風のケースを想定していなかったんでしょうか。

○茂木政府参考人 まず、委員から御指摘ございましたが、このウォータープラザも含めたここは、海水には接触しておりません。これは、埋立

ての中の敷地の中にある池という形になりますので、まず、海水に接触していないということは最初に申し上げたいと思います。

その上で、今御指摘があったとおり、先ほど大臣から申し上げましたウォータープラザとつながりの海というのは、埋立ての中の敷地の中にあるわけですが、そこに注水をするに当たりまして、先ほど申し上げたように、海に接触しておりませんので、かつ、深さも一メートル弱ということでありますので、当初、静水面に近い状態であるということ想定しております。

ただ、実際に注水をしたところ、広い水面がございますので、想定よりも波があったということ、護岸の浸食が進んだというふうに聞いております。

○辰巳委員 いや、ですから、台風が来れば波も起こるじゃないですか、海水じゃなくてもね。そういうことを想定してないことが余りにもずさんだということなんです。

この万博については、文科省が全国に通知を出しております、是非遠足を検討してください、そういう通知を出しているんですけども、事大坂におきましては、この遠足辞退、遠足を辞退するということが相次いでおります。分かっただけでも、大阪だけで大体十万人ぐらいの児童生徒が万博への遠足を取りやめたということでございます。

小学校の指導要領の解説には、ちゃんと現地調査を行って、安全確認をしないといけないことになっているわけなんです。ただ、この安全確保についてちゃんとできるのかということで今懸念が示されておりまして、どんどん辞退が広がっているということでございます。

これは文科省自身が、ガス爆発もありましたので、会場は安全だと認識しているんでしょうか。

○武部副大臣 多くの子供たちが安心して万博に会場していただくためには、事故の防止や安全確保を徹底することは、会場に当たつての不可欠の前提であると認識しております。

これまでも博覧会協会において、メタンガス対策を含め、会期中の安全対策を講じていると承知しております。その上で、文科科学省としても、学校への安全対策に関する情報提供に協力してまいりました。

文科科学省としては、引き続き、安全確保の徹底について、関係省庁を通じて要請するとともに、都道府県教育委員会等に対する必要な情報の提供等についても関係省庁と協力して対応してまいりたいと思います。

○辰巳委員 いや、私は、文科省自身が安全だと、確認するだけじゃなくて、自ら足を運んで、本当にここは安全かどうかということをやった上で通知をするべきだと思いますよ。

そもそも、この夢洲はごみの最終処分場なんです。本来はこんなところで、巨大イベントというのはやっぱり駄目なところなんです。

今日は環境省からも副大臣に来ていただいていますけれども、改めて、まだ廃棄物が運び込まれているような区域でこういった巨大イベントが行われた例というのはあるんじゃないでしょうか。

○中田副大臣 お答え申し上げます。

環境省においては、今御指摘いただいたような廃棄物の埋立てが行われている場所における催しということについては、これは網羅的に把握をできている状況ではありません。把握をしております。

○辰巳委員 ないんです。ないんです、こんなところは。こんなところは日本に一つもない。ごみが運ばれているところで巨大イベントをする、そして、そのごみから発生したメタンガスの引火で爆発事故が起こってしまった。

大阪民主新報という新聞があるんですけども、この新聞で報道されたことによりますと、大阪のある学校の入学説明会で、来年度の遠足は万博ですと教頭先生が報告すると、保護者からごめきが起り、教頭先生が絶望的ですよねと応じたと報道されております。安全とは言えないということで、地元の学校から遠足を取りやめる事例

が相次いでおります。こんなのは前代未聞だと思います。

大阪府の吹田市では、小学校、中学校が学校行事として訪れるに当たり最も配慮すべき事項として、この安全確保の具体的な方策を教育委員会から府の教育庁に対して要請してきましたけれども、特に留意すべき児童生徒の昼食場所及び待機場所での熱中症対策や安全に団体行動をするための動線及び点呼、待機場所の確保が不十分であるという見解に至りました。なので、万博遠足はやめます、こういう資料も出されております。

熊取町というところでは、保護者に宛てた文書で、教員の下見も四月以降で十分な事前の対策が難しい、さらに、運営面では、見学するパビリオンと見学時間帯が指定されることになっており、しかしながら、バス到着の遅延などがあつた場合、パビリオンの見学変更など柔軟な対応が講じられるかどうか不明な状況というふうに記して、万博遠足の中止ということを決めております。

こんな危ないところに子供たちを連れていく大阪・関西万博は中止すべきだということを最後に述べて、質問といたします。

以上です。ありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 有志の会、吉良州司です。

本論に入る前に少しだけ前口上を聞いていたいただきたいと思います。今日は、エネルギー安全保障、電力の安定供給ということを中心に議論をさせていたいただきたいと思っています。

私は、一九七六年に大学に入学して、八〇年に卒業、社会人になったわけですが、大学在学中に衝撃的なレポートがあつた。この中にも御承知の方もいらっしゃると思いますが、そのローマ・クラブの報告というのが出まして、その当時、人口爆発というか人口増加とそれからエネルギー消費の増大によって化石燃料が枯渇する、それも二十世紀のうちに、そういう衝撃的なレポートが出ました。

私は、仲間と一緒に国際政治経済研究会みたい

なものをつくっておつたんですけれども、資源小国日本がそういう中で一体どうやって生きていくんだ、生き抜いていくんだということを考え、資源、エネルギーの確保、これはもう日本が生きていくために絶対条件、そういう意味で、私自身は、その資源、エネルギーの安定確保をしている会社、業種、そして、安定的に輸入するためには外貨を稼がなきゃいけない、日本で作つたものを輸出して外貨を稼いで、生きるための資源、エネルギーを買う。そういうことで、私自身も商社に入ったという経緯があります。

そういう意味で、私自身にとつて、この資源、エネルギーの安定確保、安全保障、これはもうライフワークになっておりまして、それがゆえに、私、二〇〇三年十一月、初当選なんですけれども、その後の最初の質問、二〇〇四年二月の予算委員会での質問のテーマは経済安全保障です。その中で、資源、エネルギーの安定確保と、それからもう一つ、レアメタルの安定確保、そして備蓄についてということをやテーマに、もう二十一年前ですけれども、質問をしたという経緯があります。それだけ、私自身はこの資源、エネルギーの安定確保というのが重要だと思っています。

最近、政府の方でも、経済安全保障の重要性というものを押し出しています。その中で、例えば、機微情報の海外への流出を防ぐとか、軍事転用を回避する、そういうような経済安全保障というものも当然打ち出されています。それを全く否定するものではありませんし、重要だと思つていますけれども、私は、経済の安全保障といったときには、今言った、日本が生き抜いていくために必要な資源、エネルギーの安定確保、これがもう圧倒的な優先順位ナンバーワンだと思つております。

そういう中で、電力の安定供給ということで、先ほど言いました議論をさせてもらいたいんです。が、

野党席から石が飛んでくるのを恐れるんですけれども、私は、再エネが主力電源化していくとい

うことについてのリスク、そして、それがゆえに、将来的に核融合発電、フュージョンの実用化を急ぎ、それを普及させていくことの必要性、そしてフュージョンがきちつとインハンドの技術になる間は、原子力発電の、もちろん安全性を確認した上での稼働が必要だというふうに思つていまして、その観点で、今から申し上げる事例のときに政府としてどう対応するのかということをお聞きしたいんですね。今私が申し上げたことが問われる質問になります。

まず、昨今の気候変動を踏まえますと、例えば、日本の六月の梅雨の時期、一か月間、一度も太陽がお目見えしないということが起こり得る。現に今も、太平洋側は晴れはありますけれども、日本海側はもうほとんど雪、太陽が出ていない、こういうことが起こり得るわけですね。

そして、もちろん今、再エネは、そういうときに備えて、火力が調整電源としてそこを補つています。ただ、やはり地球温暖化対策の中で化石燃料が目の敵にされ、化石燃料を使った火力発電が目の敵にされているという状況の中で、投資家からしてみると、投資予見性、投資の回収見込みが必ずしもつかないということで投資をためらう。火力自体がやはり減退していつてしまう。そうしていくと、再エネが増えても、今言った、一か月間太陽がお目見えしないというときに、調整電源すらままならないことになってくる。

よく、こういう話をすると、いや、蓄電池の開発をしていけばいい、普及させていけばいいという話があるんですが、蓄電池というのは、発電した電気をためて何ほのものですから、さっき言った、一か月間太陽が出ないというときの、太陽光ではもうそもそも発電ができない、ためる電気が出ないということが出てきます。

そういう中で、第七次のエネルギー基本計画の中でもウクライナ戦争のことを触れられていますし、中東の緊張についても言及されているんですけれども、御承知のとおり、今、アメリカがイエメンのフーシ派に攻撃をしかけている、その前は

サウジアラビアがやはりフーシに戦争というのか、やはり攻撃をしていた。そして、イスラエルはイランの核施設を攻撃しようという計画がある。

こういう中で、今言った梅雨の時期に、一度も太陽がお目見えしないようなときに、中東でサウジとイランが事を構える、戦争を起こす、イスラエルとイランが戦争を起こす、ホルムズが閉鎖される、こうなってくると、化石燃料の、石油あたりは大宗は輸入できない状況になってくる。天然ガス、石炭については、これまでの努力によって供給源の多様化はされていますけれども、それでもやはり輸入途絶が起こる。場合によっては、今まで友好関係にあったところも背に腹は代えられないということで日本への輸出を拒む可能性もある。価格が高騰して、取り合いになって、買い負けて確保できない可能性もある。仮に買ったとしても、ばか高いものを買わざるを得ない。

こうなつたときに、私、今言いました第七次のエネルギー基本計画を見たときに、そういう最悪の事態に四割から五割を再エネにするという計画、その中でも、見る限りは……（発言する者あり）いやいや、分かっていますよ、そんなもの。そんなことは分かっている。太陽光が大宗を占めている。この中にも、二三から二九％は太陽光ということになっている。こういう状況のときに、太陽光で発電するはずであつた、それを前提にバستمックスを組んでいる。その発電できない太陽光をどうやって補うんでしょうか。

今言いましたように、石油火力については、百八十日の備蓄があるので一定程度発電はできる。石炭についても、サイトに一定程度の在庫がある。けれども、一か月も続いたらとても足りない。天然ガスについては、事実上LNG船が備蓄基地みたいなものですけれども、LNGについてもやはり限界がある。今言いましたように、そういうダブルで危機が襲ってきたときに、太陽光発電で発電するはずだったその電源、どうやって補うんでしょうか。

○武藤国務大臣 吉良委員と誠に、エネルギーの